

令和8年度 美浦村地域おこし協力隊募集要項	
雇用関係の有無	なし
求める人材像	<p>(1) 地域の活性化に意欲があり、地域住民等と積極的にコミュニケーションが取れる方</p> <p>(2) 活動終了後も美浦村に定住する意思がある方</p> <p>(3) 心身ともに健康で、誠実に活動を行うことができる方</p>
活動概要	<p>(1) 村の観光推進に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の観光資源を活用し、観光プロモーションを行っていただきます。 ・新たな観光資源の発掘及び磨き上げを行っていただきます。 ・その他観光振興に関する業務を行っていただきます。 <p>(2) 定期的な情報発信</p> <p>S N S 等で、地域おこし協力隊の活動や村内の観光に関する話題を定期的に発信していただきます。</p> <p>(3) その他</p> <p>茨城県、村、観光協会等が実施する観光事業、研修会等へ参加をしていただきます。</p>
募集要件	<p>「求める人材像」に合致し、次の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 令和8年4月1日現在で満20歳以上概ね50歳未満の方（性別不問）</p> <p>(2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、委嘱後、生活の拠点を美浦村に移し、住民票を異動できる方</p> <p>(3) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル等）ができ、かつ、インターネット（ホームページ、SNS等）を活用した情報発信ができる方</p> <p>(4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方</p> <p>(5) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方</p> <p>(6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方</p> <p>※地域おこし協力隊の地域要件については https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000862229.pdf を参照ください</p>
募集人数	5名

委嘱形態	<p>(1) 村と個人請負契約を締結して活動します。 ※村と雇用関係がないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。</p> <p>(2) 活動時間は、月 160 時間を上限とします。</p> <p>(3) 協力隊員は、週 1 回程度、活動計画等について報告していただきます。</p> <p>(4) 地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で、副業を行うことができます。</p>
委嘱期間	<p>(1) 協力隊員は、村長が委嘱し、委嘱期間は委嘱日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。</p> <p>(2) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最長 3 年)</p> <p>(3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。</p>
委託料等	<p>(1) 委託料 活動計画、日報及び月報等の内容を審査し、適正と認められるときは、地域活動の対価として委託料を支払いします。委託料は、月額 200,000 円程度とします。</p> <p>(2) 住居等借上料 ア 住 居 ・村が契約した民間賃貸住宅に、居住していただきます。費用は、村が負担します。 ※引越費用、光熱水費、生活備品、行政区費等は、自己負担となります。</p> <p>イ 活動車両 ・原則協力隊員の車両を、活動車両として村が借り上げします。 ・活動車両は、燃料費込みで月額 20,000 円を上限とします。 ※村が協力隊員から借り上げる車両については、対人・対物補償が無制限の任意保険へ加入（自己負担）していただきます。</p> <p>ウ パソコン ・協力隊員所有のパソコン（プリンター等の周辺機器を含む。）は、村が借り上げします。上限を月額 5,000 円とします。</p> <p>エ 携帯電話 ・必要に応じて、村との連絡用及び SNS 等の発信用として、スマートフォンを貸与します。</p> <p>(3) その他活動に要する経費 活動計画等の報告に基づき適正経費と認められるものについては、村の予算の範囲内でその費用を支払いします。</p>

申込書類	(1) 応募用紙 (2) 運転免許証のコピー (3) 住民票抄本（マイナンバー記載不要）
申込・問合せ	〒300-0492 茨城県稻敷郡美浦村大字受領 1515 番地 美浦村 総務部 企画財政課 TEL 029-885-0340 FAX 029-885-4953 ※書類の送付は、上記に「簡易書留」等送付履歴が確認可能な方法でご郵送ください。なお、申し込み後の書類は、返却いたしませんのでご承知ください。
申込受付	令和8年1月27日（火）～2月20日（金） ※2月20日（金）午後5時までに美浦村企画財政課へ到着したものに限る。
審査方法	(1) 第1次選考（書類審査） 書類選考のうえ、結果を文書で通知（2月下旬予定） (2) 第2次選考（面接） 第1次選考の合格者を対象に面接を行います（2月下旬予定） (3) 最終選考結果の報告 最終結果（内定）は第2次選考終了後に文書で通知（3月上旬予定） (4) 着任日 着任日は合格者と調整のうえ決定（4月予定）
その他	住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。